平成３０年第３回筑紫野市農業委員会総会

議事録

平成３０年３月７日　午後２時５８分

筑紫野市役所第５会議室

１　開会日時及び場所　　平成３０年３月７日　　午後２時５８分
　　筑紫野市役所　（第５会議室）

２　閉会日時　　平成３０年３月７日　　午後４時１２分

３　委員氏名

（１）出席者

農業委員

井上ユキヱ、野田勇男、藤井利春、熊野修治、市川一、砥綿和廣、
井上裕一、岡部隆充、平嶋光雄、高村勲、神崎光成、原野忠俊

農地利用最適化推進委員

渡辺忠、野美山義照、井上瞳、日永田美月、
八尋雄二、平山正美、柴田祥弘、岡島勝實、平山隆好

（２）欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

八尋一男

４　議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長　中村昭治

事務局農地担当係長　古田浩明

筑紫野市環境経済部農政課農政担当主査　野上和彦

５　会議に付した事項

農地

報告第　９号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用について
報告第１０号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用について
議案第　４号　非農地証明願いについて
議案第　５号　農地法第３条の規定による農地の権利移動（設定）について
議案第　６号　農地法第５条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第　４号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について
議案第　５号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定について

○議長：ちょっと早いですけれどもそろっておりますので、始めていきたいと思います。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第６条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第３回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名人の指名を行います。署名委員には、２番委員の野田委員と７番委員の井上委員を指名いたします。

それでは、既にお手元に配付しております本日の議案目録の順序に従いまして、審議を進めさせてもらいます。

農地法第４条第１項第７号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第９号、議案書のとおり、農地の転用届出が１件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

１番、届出者、福岡市城南区□□丁目□□－□□、□□。届出地の表示、□□丁目□□－□□ほか１筆。田969平米、合計969平米。転用目的、共同住宅。構造規模、鉄骨造３階建て。工事期間、平成30年３月１日から平成30年11月30日まで。開発許可の要否、県開発許可該当。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年２月20日。

以上です。

○議長：本件について質疑等ございましたら御発言願います。

（　なし　）

○議長：ないようでございますので、以上で本件に関する報告を終わります。

次に進みます。

農地法第５条第１項第６号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第10号、議案書のとおり、農地の転用届出が６件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

１番、譲受人、久留米市□□、□□。譲渡人、大分市□□丁目□□－□□、株式会社□□、代表取締役、□□。届出地の表示、□□－□□。畑168平米、仮換地地籍129平米、合計168平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造２階建て。工事期間、平成29年８月22日から平成29年12月28日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年１月29日。

２番、譲受人、筑紫野□□－□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□－□□、□□。届出地の表示、

□□－□□ほか５筆。田2,541平米、仮換地地籍1,886平米、合計2,541平米。転用目的、分譲マンション。契約内容、売買。構造規模、鉄筋コンクリート造９階建て。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年２月８日。

この件につきましては、既に平成19年に完成している分譲マンションになります。この分譲マンションの１室が売買されるということで、区画整理地内はまだ地目変更届ができませんので、地目は農地ということで売買がなされるために、このように届出がなされております。

それでは続きまして、３番、譲受人、大野城市□□丁目□□－□□、□□。譲渡人、福岡市南区□□丁目□□－□□－□□、□□。届出地の表示、二日市西□□丁目□□－□□ほか１筆。畑389平米、合計389平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造２階建て。工事期間、平成30年３月１日から平成30年８月30日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年２月８日。

４番、譲受人、福岡市中央区□□丁目□□－□□、□□株式会社、代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□丁目□□－□□、□□。届出地の表示、□□丁目□□－□□。畑275平米、合計275平米。転用目的、建売住宅２棟。契約内容、売買。構造規模、木造２階建て。工事期間、平成30年４月15日から平成30年７月31日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年２月21日。

５番、譲受人、久留米市□□－□□、株式会社□□、代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□ほか１名。届出地の表示、□□丁目□□－□□。畑1,632平米、合計1,632平米。転用目的、宅地分譲（９区画）。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年２月21日から平成30年８月31日まで。開発許可の要否、県開発許可済み。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年２月21日。

６番、譲受人、春日市□□丁目□□－□□、株式会社□□、代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□丁目□□－□□、□□ほか３名。届出地の表示、□□丁目□□－□□ほか６筆。田12平米、畑1,046平米、合計1,058平米。転用目的、グループホーム。契約内容、売買。構造規模、軽量鉄骨造２階建て。工事期間、平成30年４月１日から平成30年10月30日まで。開発許可の要否、県開発許可該当。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年２月22日。

以上です。

○議長：本件の説明について質疑等ございましたら御発言願います。

○委員：先ほどの１番、２番の区画整理地内の転用届出の件ですが、こういう場合完了してから届出をするようになっているんですか。それとも建物を建てるという転用届を本来は建てる前に出すべきなんですか。

○事務局：１番ですか。

○委員：１、２番。大体同じようなことです。要するに、区画整理地内に建物を建てる場合は農地であるから転用届を出すわけでしょうから、その場合、建物を建てる前に転用届をすべきなのか、あるいはこのように事後でも構わないのかということです。

○事務局：事前に建物を建てる前に出してもらうのが通常です。確かに１番の場合は工事期間が平成29年８月22日からになっておりまして、当初この株式会社□□が建売住宅用地ということでほかの所有者の方から購入していた分を計画変更という形で、建売ではなくて自己住宅の建設用地として売買されたということでした。順番が前後しておりますけれども、建物が建った段階では区画整理地内なので地目変更届ができず、畑ということで、建った後に届出が出されたということです。通常は同じように事前に届出はしてもらわないといけません。

○委員：わかりました。

○議長：２番のほうもですね。

○委員：同じですね。

○事務局：２番の分譲マンションは平成19年に完成しておりまして、一応、全部売れていたのは売れていたんです。それが個人の売買ということで今回出されてきたんですけど、地目がまだ変更できませんので、まだ田んぼのまま底地は残っております。そういうものであっても、法務局としては転用の届出の受理通知書を添付してくれということになっておりますので、明らかにマンション用地となっていても地目がまだ変えられませんので、こういう形で１件１件出てくることになっております。

○事務局：補足しますと、区画整理地内は仮換地上では登記はできるんですけれども、換地処分をするときに農地の転用届もしくは申請、市街化区域になっているので、届出がないと換地処分のときに名義を変えることができないと法務局自体が基準を決めていらっしゃるので、区画整理期間中であれば換地処分が行われるまで所有者が変わるたびに何度でも出てくるということになります。

○議長：よろしいですか。

○委員：はい。

○議長：ほかにありませんか。

（　なし　）

○議長：ないようでございますので、本６件について報告を終わります。

次に進みます。

議案に入ります。４ページ、議案第４号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

１番について、地区担当委員の説明をお願いいたします。

□□委員、よろしくお願いします。

○委員：読み上げます。

申請人住所氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□－□□。田1,731平米。当該地は、平成10年より耕作放棄地となっています。現在は山林の状態になっております。

先日、依頼がありましたので、□□委員と一緒に現地を見に行きました。次のページに地図がございます。黒枠の部分ですけれども、進入路がほとんど落盤状態で、□□池の縁にあります□□公民館の前を通って、池の縁をずっと回って申請地に行くんですが、高速道路の下をくぐって入っていくという状況になっております。

現地を見てきましたけれども、道路が落盤状態で、車はもちろん人がやっと歩けるぐらいで、木の間をずっとたどっていかなければならないような状態です。その道路際だけちょっと平地になっておりますが、樹木が侵入しております。どうもこの裏の山も□□さんの所有のようで、とにかく耕作はほとんど難しい、農作業もできない状態になっているようでございました。

何かありましたら補足をお願いします。以上です。

○議長：事務局、何か補足することがあったらお願いします。

○事務局：申請地の状況につきましては、今、□□委員が説明されたとおりです。事務局も３月５日に会長、副会長と事務局職員で現地調査をしたところ、雑木や竹が混在していて非農地と認められるというものでありました。

以上です。

○議長：本件について質疑等ございましたら御発言願います。

（　なし　）

○議長：ないようでございますので、採決を行いたいと思います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

（　賛成者挙手　）

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、進ませてもらいます。

○事務局：済みません、議案書の差しかえになります。

（　資料配付　）

○議長：差しかえがあるようでございますので御注意してください。

次に進みます。

議案第５号、農地法第３条の規定による農地の権利移動（設定）に関する件を議題といたします。

まず、１番について、地区担当委員の御説明をお願いいたします。

担当委員は□□委員、よろしくお願いします。

○委員：それでは説明いたします。

１枚めくってもらったら地図があります。この土地は□□の信号から福岡のほうに向かって左へ入って、しばらく右へ行って□□のほうへ入って行きます。□□の公民館からすぐ左へ曲がると、この黒塗りの土地があります。この土地の相続人が４人おられます。この□□さんが代表です。熊本県菊池市の□□さんが買うということで書類を持ってこられました。

□□さんはかなり遠くにおられます。仕事をしに来られるのかと聞いたら「出てきます」と言われましたが、それは無理だろうと私は言いました。けど、後から事務局に、嘆願書ではないですけど、今日お配りした、筑紫野市内農地の取得及び営農計画についてという資料があると思います。これを読んでもらったらわかりますが、菊池からここまで来るのに２時間近くかかるはずですが、この土地を買って野菜をつくるということです。自分たちでも２反ぐらいの畑を持っていたら、とてもじゃないけどできないですよ。菊池から出てきてするということなんですが、できるのかなと思って。

この書類を持って来られたのが兄弟の方です。兄弟の方が、地図の黒塗りの中に白い部分が１個ありますけど、この土地に家を買って住んでおられます。この方が夫婦で田んぼの守りはしますということだったので、それは農業委員会にかけないとわからないよと一応私は言っております。

印鑑をもらわないといけないんですが、どうするかということで、ここに営農計画についてと書いてあるんですが、１カ月に４回ぐらい来てと書いてありますけど、出てきた書類では、もともと自分の田んぼが全部で４町ぐらいあって、自分で耕作しているのは７反ぐらいだと思います。２月末ぐらいまでには、自分が貸している田んぼは全て名義を変えて引き取りますということを書いてありましたけど、２反ぐらいの田んぼを買って、畑にして、稲を植えるなら話はちょっとわかりますけど、畑にしてできるものかなと思って。

だから、兄弟の方が住んでいるので、この方が田んぼをすいたり、草が生えないように管理はしますということですけど、今までずっとしてないのに、兄さんが田んぼを買ったから私たちがしますと言われても、大丈夫だろうかと思っています。

草が生えているから、周辺の人が文句を言ってこられるそうで、機械があれば自分たちですこうかという感じのようですね、話は。トラクターを買って、家に置いて田んぼの管理はしますということですけど、今までしたことない人ができるのかなと思います。その田んぼは持っていても耕作不能で、兄弟かいとこか知りませんが、相続か何かで４人でもらって、名義が４人になっているようです。ほんとうにこれができるものならいいけど、できないのなら今までよりもさら

に悪くなるんじゃないかなと思います。

一応、土地は売買で出ておりますので、□□さんに変わるという状態なんです。買ったところであとの処理ができないということになると、今よりも悪くなるんじゃないかなと思います。私としては、田んぼは買いたい人に買ってもらっても構わないんですが、あとの処理をやりきれるのかなと思って、ちょっと私は考えています。皆さんにもそこのところを考えていただいて、賛成か反対か決めてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長：一応この件については、ここに調書が出ているとおり、ごらんいただければと思います。

今、説明を受けましたので、あとは事務局で具体的にいろいろと指導をしたと思うので、その辺の説明も含めてこの件について説明してください。

○事務局：まず議案書の差しかえですが、最初の分は□□さんという方になっていたんですけど、これが□□さん、□□さんは同居でお住まいのお母さんになります。そして、この地図でいいますと、へこんだところに家があるんですけれども、ここに居住しているのが□□さんの娘さんになります。だから、□□さんとこの□□の方が兄弟になります。

理由につきましては、今、□□委員が説明されましたとおり、□□さんが相続したあと、実際、娘さんが住んでいるところも□□さんのお母さんが持っていた土地です。宅地とこの申請地は全部そのお母さんが持っていた土地ですが、宅地だけを娘さんが買われまして、農地の部分はそのまま□□さんの持ち物になっていました。平成28年10月までは農地を貸していて、きちんと耕作されていたんですが、10月から解約となって、□□さんもつくれませんし、ほかに借り手もいないので、たびたび荒れて遊休農地になることがあったということでございます。

今回、譲受人の□□さんが熊本県菊池市に住んでおられるということで、現実的に毎日申請地で農作業をするということは不可能だと思います。ただ、娘夫婦が農地法でいう世帯員に該当いたしますので、こちらの方が農作業に常時従事することになると考えられます。

菊池市における□□さんの状況につきましては、□□さんと息子さんが専業でやられているということで、この□□に住んでいる娘夫婦が補助しているという状況になっているようです。菊池市農業委員会の耕作証明書も添付してありましたので、作付状況は問題ないと思われます。

この御本人から出された資料ですが、事務局でこういうことを書いてくださいとお願いしたことを書いていただいたものになります。抜粋して読み上げたいと思います。まず、表側の１番と書いてある分の②通作時間になります。「自宅から当該農地までは、高速道を利用し、１時間30分程度で通作します」となっております。

裏側は③従事程度です。「時間があれば、なるべく作業に従事したいと考えていますが、少なくとも月４日以上は従事します。それ以外は、隣地に居住する娘夫婦が週２日程度従事します。娘夫婦は、月６回程度、５年間、菊池市での農作業従事の経験があります。また、連絡を密に取

り合い、生育状態について指導・助言をおこないます」となっております。

④耕作機械ですが、「娘夫婦が４月にトラクターを購入するので、それを使用します。娘夫婦は、菊池市での農作業従事により、トラクター運転は可能です」となっております。

一番下の部分は申請書からの抜粋になるんですが、地域との役割分担の状況です。地域の農業における他の農業者との役割分担について書いてあります。「農地に隣接する□□、これが娘さんの旦那さんになります、の自宅に農機具等を購入して常時準備して管理をしていく。近隣の農業従事者の方々と協力し、積極的に話し合い活動に参加して、農業の維持管理に努めていきます」となっております。

御本人としては、このように取得した後には耕作をするという申請になっております。

以上です。

○議長：わかりましたか。今私も思ったんですが、譲受人も譲渡人もこれは違っても当然のことだと思います。受けたほうの兄弟といいますか、娘さんと結婚された□□さんが農地の隣接地にいるということでどうかなと思って。□□さんの営農計画書の中には、住居の周りが荒廃して云々だから、熊本県菊池市にお住まいなのに買われたいということです。

そうしたら、今言うように熊本の方が持っていてもいいと思います。耕作者が、何て言うんですかね、今貸したりしているじゃないですか、営農計画か何か。そういう形だったら非常にわかりやすいんだけど、二人ともよそで、娘が隣地にいるから娘がします。娘さんは、□□丁目□□－□□の横だと思うんだけど、□□さんという方ですね。その方が営農するとか全然ないわけで、書類上に出てこないわけでしょう。そうしたら、筑紫野市に農地を１反、２反持っていてもつくりきれないから上がってくると思うんだけど、営農の関係でという形になっておけばわかりやすいんですが、この状態では、相手がすると言われるならいいでしょうけど、それを疑うことはできないと思いますが、□□委員も心配をしているわけです。

だから、ここに書いてあるように農地の場合、後で出てくるような農地利用権の設定とか、そういう形で何かできるのであれば、農業経営基盤強化促進法や何かできちんと押さえておかないと、ここに申請しているとおりにできればいいけど、こういうときにそういう指導はできないんですか。

○委員：娘さん夫婦は勤められているんですか。

○事務局：いえ、自営業です。済みません、詳しい職業までは聞いていないですけど、一応自営業となっています。

○委員：ということは時間の余裕はあるんですか。

○事務局：そうですね。比較的自由に使えるんじゃないかとは思っています。

○委員：娘さんの年代はお幾つですか。

○委員：年齢は。

○事務局：40歳前ぐらいだと思います。

○委員：□□さんですか。

○事務局：□□さんです。

○委員：済みません、ここは今現在荒れているんですか。

○事務局：おととい見に行ったときは荒れてなかったです。大分伸びていたということで、仲介に入った不動産屋さんにお願いしたところ、一応１回は切ってくれたということですが、それまでは大分伸びていたということです。たびたびそういうことが続いていたと。

○委員：ということはトラクターを買われるということであれば、管理が期待できるということがありますね。

○事務局：そうですね。家のすぐ横ですし、管理はできるんじゃないかと思います。

○議長：こういうやり方をしていて、行政で農地法云々で我々は努力してやってもらっているんだけど、こういう陳述書みたいなもので、こうしますと。それだけでこういう農地を買った場合、もしかしたら□□さんができないと、菊池市でしているけどもうできないと。□□委員も心配されていたけど、何年か放置されるようなことにならないように、例えば受け取る□□さんが、農家の誰かに３年だったら３年貸すとか、そういう形での届出だったらきちんと管理できると思うんですよ。この形にしていて大丈夫ですか。誓約書を書いて、認めてくださいという話ですよね。それでいいですか。

○委員：又貸しみたいになっていますね。お母さんのあれを……。

○議長：だからその辺が明確ではないでしょう。書類では出てこないでしょう。出てこないから、それで押さえられるかということを僕は心配しているんです。

今は現地に行ったら荒れていませんでした、きれいにしてありました。だけど、こういう形でしていたら、遠くにいて全然しないよと。だけど、所有者はこうしますよという話になってくるとうまく行くのかな、どうですか。

（　喧騒　）

休憩いたします。

（　休憩　）

○議長：では、再開します。

本件については、後の管理の面が不安であるということで、その裏づけといいますか、管理が十分できるというものを整理していただいて、次の回にもう一度審議をしていただくということで処理したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（　異議なし　）

○議長：この件については、今申し上げた形で採択を行ったということで、委員の方、そういうことでよろしいですか。今のでよろしければ、そういうことで処理をしたいと思います。
○推進委員：済みません、推進委員ですけど、要望を言ってもいいですか。
○議長：要望はいいですね。
○推進委員：こういうケースが今からたくさん出てくると思うんです。これを通すことが一つの基準になると思うんです。要は、自分が買った土地に田んぼがついていたから、買いたいけど買えませんでしたという案件ですよね。まずここは5,000平米あるから買えないわけですよね。基準というものがあって初めて我々はできるので、この場合、まず私が思ったのは、平米数と通作時間が、今費用のことを言われましたけど、実際ペイするのか、こんなことをしてまで買う人がどこにいるのかということもあるので、やはり通作時間も基準の中に盛り込んでおかないと、今後、遠いところからでも高速で来る懸念はありますよ。１時間や１時間半と言われても高速で来れば、言葉は悪いですけど、買うためには手段は選ばずということがあり得るので、そういうことも考えながら一つの基準づくりをするというジャッジする考え方をお願いします。
　特にこういうケースがまた出てきたときに、推進委員としてはなるべく耕作をしてもらわないといけないわけで、荒らしてもらっては困るわけですから、ほんとうにしてもらわなければいけないことからすると、やはり土地を購入するのが目的になって、本来の我々がやるべきことにはなってないんじゃないかということになると、次に判断する材料がぼけていくので、そこだけはしっかり農業委員さんのジャッジのときの基準を、筑紫野市もきちんと出していただく必要があるのではないかという要望です。よろしくお願いします。
○議長：わかりました。私もそういう心配をしたんです。そういうことでいいですね。
○事務局：はい。
○議長：この件については、先ほど申し上げたとおり処理をしたいと思います。
　次に進めさせてもらいます。

　８ページの議案第６号、農地法第５条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。
　この件について、地区担当委員の□□委員に御説明願います。
○委員：２年目にしてようやく１件出てまいりました。
　譲受人、筑紫野市□□－□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、名前の読み方を調べましたがわかりません、□□。申請地の表示、□□－□□。田94平米、合計94平米。転用目的、資材置場。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年４月10日から平成30年５月９日まで。農地の区分、第二種。資金の内訳、自己100％。開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付。

都市計画区域、区域外。

□□委員と調査にまいりました。地図をつけておりますけど、申請地という文字の下の場所が９区の公民館です。ここの状況からして、想像ですけど、おそらく田んぼがあって、道によって一部残った土地のように見受けられます。かなり狭い道の横の細長いところです。譲受人はこの土地の西側に居住されています。

以上です。

○議長：よろしいですか。

事務局、何か補足することがあったらお願いします。

○事務局：譲受人は個人で建設業を、大工さんだと思いますけれども、営んでおりまして、廃材や建築資材は自宅の敷地に置いていたということですが、そこが手狭になりまして、この土地に資材置き場を設けるという申請になっております。農地区分につきましては、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い第二種農地、水利承諾書は無条件で添付してあります。

以上です。

○議長：本件について何か質疑等ございましたら御発言願います。

（　なし　）

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案を農地法第５条第２項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

（　賛成者挙手　）

○議長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に移ります。

農政議案第４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明を求めます。

○農政担当：農政議案第４号についてですが、資料を差しかえていますので、お手元にお配りした資料の下のほうでお願いします。

議案第４号、農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転）となっております。

１番、所有権移転を受ける者、□□。住所、太宰府市□□丁目□□番□□－□□。所有権移転をする者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所、福岡市中央区□□丁目□□番□□号。所在地、□□－□□及び□□－□□。登記地目、現況地目、それぞれ田及び畑。台帳面積2,541

及び174平米。農振区分、田のほうだけ農用地となっております。法律関係、売買。利用目的、済みません、抜けておりますけど、水田及び畑として。所有権の移転時期、平成30年３月26日。対価の支払時期、平成30年３月26日。引き渡しの時期、平成30年３月26日。また、備考として、１月25日に□□氏より推進機構に所有権移転登記されたものを今回□□さんに改めて所有権移転登記をするものとなっております。

以上、よろしくお願いします。

○議長：本件に対する質疑等ございましたら御発言願います。

（　なし　）

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案を農地法第５条第２項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

（　賛成者挙手　）

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に移ります。

農政議案第５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明を求めます。

○農政担当：議案第５号、農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定）となっております。

貸付者氏名、□□。□□丁目□□－□□。借受人氏名、□□。□□番地□□。所在地、□□丁目□□－□□。田、1,272平米。及び□□丁目□□－□□。田、2,764平米。利用権の種類、賃借権。利用権の内容、水田。始期、平成30年３月11日。終期、平成33年６月10日。期間３年３ケ月。賃借料、10アール当たり精米22キロとなっております。

以上、よろしくお願いします。

○議長：本案に対する質疑等ございましたら御発言願います。

（　なし　）

○議長：ないようでございますので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

（　賛成者挙手　）

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の定例会の議事は終了いたしました。

以上をもちまして平成30年第３回筑紫野市農業委員会定例会を閉会させていただきます。お疲れでございました。ありがとうございました。